

10-1 室蘭市防災会議条例

室 蘭 市 防 災 会 議 条 例

(昭和38年4月8日条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき室蘭市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 室蘭市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 市長が特に必要と認める団体の役員のうちから任命する者

6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

7 第5項第8号から第10号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことがで

きる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、防災所管課において処理する。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 室蘭市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和41年10月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月27日条例第6号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。(後略)

(1)～(4) (略)

附 則(平成8年3月22日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の室蘭市防災会議条例(以下「改正後の条例」という。) 第3条第5項第9号の規定により任命される最初の委員の任期は、改正後の条例第3条第7項本文の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附 則(平成12年3月24日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第28号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月17日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日に新たに任命される委員の任期は、室蘭市防災会議条例第3条第7項本文の規定にかかわらず、令和3年6月30日までとする。

10-2 室蘭市防災会議専門委員会設置規程

室蘭市防災会議専門委員会設置規程

平成7年3月27日
防災会議規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、室蘭市防災会議専門委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 室蘭市防災会議条例（昭和38年条例第27号）第4条第2項の規定に基づき市長から任命された専門委員（以下「委員」という。）をもって、室蘭市防災会議（以下「防災会議」という。）に専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、防災会議から諮問された事項を調査し、その結果を防災会議に答申する。

(正副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(小委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員会の中に小委員会を置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、室蘭市役所内に置く。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

10-3 室蘭市防災会議運営規程

室蘭市防災会議運営規程

〔昭和38年7月4日〕
〔防災会議規定第1号〕

(目的)

第1条 室蘭市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)及び室蘭市防災会議条例(昭和38年条例第8号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長(以下「会長」という。)に事故あるときは、防災会議委員(以下「委員」という。)である室蘭市副市長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

(代理出席)

第4条 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる

2 全項の代理者は、委員とみなす

(議事)

第5条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

(幹事)

第6条 防災会議に、会長が任命する幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長の命を受けて防災会議の事務に従事する。

附 則

この規程は、昭和38年7月5日から施行する。

附 則(平成19年3月23日防災会議規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月22日から施行する。

10-4 室蘭市災害対策本部条例

室蘭市災害対策本部条例

(昭和38年4月8日条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、室蘭市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

10-5 室蘭市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱

室蘭市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱

平成19年3月14日制定

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域の自主的な防災活動を支援し、災害の防止及び軽減を図るため、防災活動に要する資機材（以下「防災資機材」という。）を購入する自主防災組織に対し、室蘭市自主防災組織資機材購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、室蘭市補助金等交付規則（昭和62年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において自主防災組織とは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 町会、自治会及びこれらの連合組織（以下「町会等」という。）が、自主的な防災活動を行うために組織した団体
- (2) 町会等が、その規約等において自主的な防災活動を行うことを規定している場合又は町会等の事業実施計画において防災訓練その他防災に関する活動を行うことを定めている場合における当該町会等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の住民が自主的な防災活動を行うために組織した団体で市長が認めたもの

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、別表1に掲げる防災資機材を購入する経費とする。
(補助金の額等)

第4条 市長は、予算の範囲内において、防災資機材を購入する自主防災組織に対し、別表2の自主防災組織の加入世帯数区分に応じて定めた金額の範囲内で、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、一の自主防災組織について1回限りとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、規則第3条の規定により、室蘭市自主防災組織資機材購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織名簿
- (3) 補助対象資機材の見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、室蘭市自主防災組織資機材購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(実績報告)

第7条 前条の通知を受けた自主防災組織は、防災資機材を購入したときは、規則第9条の規定により、速やかに室蘭市自主防災組織資機材購入費補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資機材の購入に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 資機材の保管又は配置場所を明らかにした書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 規則第10条に規定する通知は、室蘭市自主防災組織資機材購入費補助金交付確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の通知を受けた自主防災組織は、補助金の交付を受けようとするときは、室蘭市自主防災組織資機材購入費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 室蘭市自主防災組織資機材支給要綱(平成7年8月25日制定)は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の室蘭市自主防災組織資機材支給要綱の規定により、資機材の支給を受けた自主防災組織は、この要綱の規定による補助金の交付を受けることができない。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象防災資機材

区分	機材名	区分	機材名
情報連絡用機材	メガホン 携帯用ラジオ FAX 付電話機 携帯用無線機等	救出救護用機材	救急セット 折りたたみ式担架 バール ジャッキ等
消火用機材	消火器 消火用バケツ	給食給水用機材	給水用ポリ容器 カセットガスコンロ 非常用食料等
水防用機材	ヘルメット 防水シート スコップ 掛や まさかり つるはし ハンマー のこぎり はしご 強力ライト 安全誘導灯 テント等	避難所・避難用機材	投光器 コードリール リヤカー等 災害用トイレ 非常用発電機等
		その他	除雪機 簡易資機材倉庫等

別表 2 (第 4 条関係)

加入世帯別補助金交付限度額

加入 世帯数	10～ 49	50～ 100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	501～ 700	701～ 1,000
金額 単位：円	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000	120,000	150,000

備考 1,000 世帯を超えるときは、150,000 円にその超える部分 100 世帯ごとに 10,000 円を加算する。

突発的な大規模停電などへの 応急対応マニュアル

室 蘭 市

(総務部防災対策課)

平成25年8月

はじめに

本マニュアルは、突発的な大規模停電などに備え、非常時体制のもとで各関係機関が取り組む具体的な対策について定めるものです。

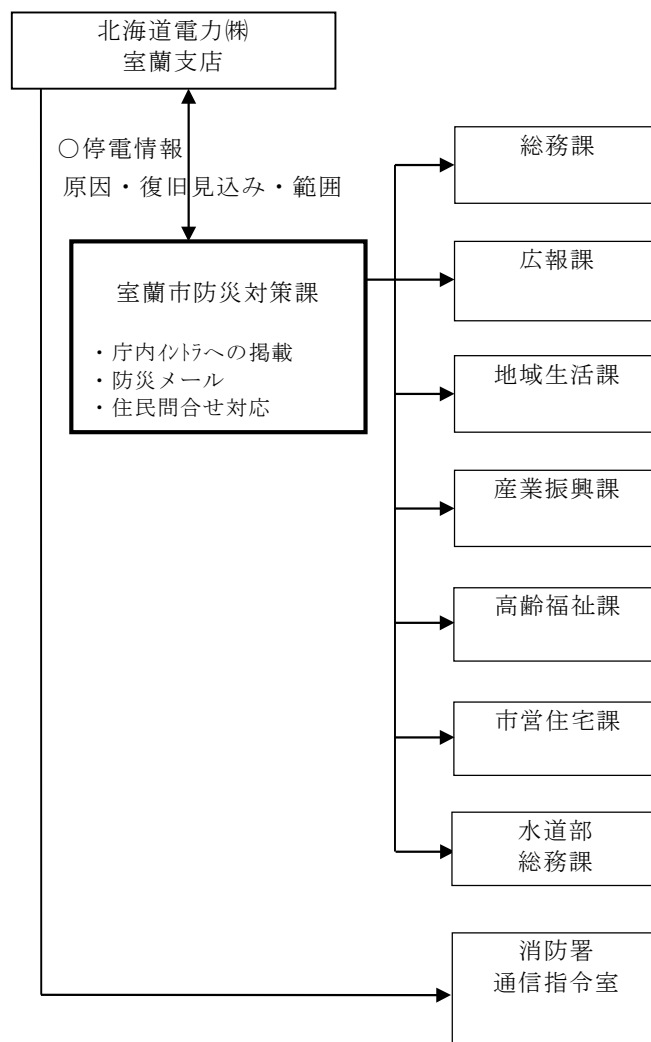
なお、暴風雨などの自然災害要因による停電時の対策としても活用します。

また、本マニュアルに定めがない事項については、「室蘭市地域防災計画」によるものとします。

1 初動の体制整備

停電発生時 原因調査のため復旧見込みが不明なことが多い。

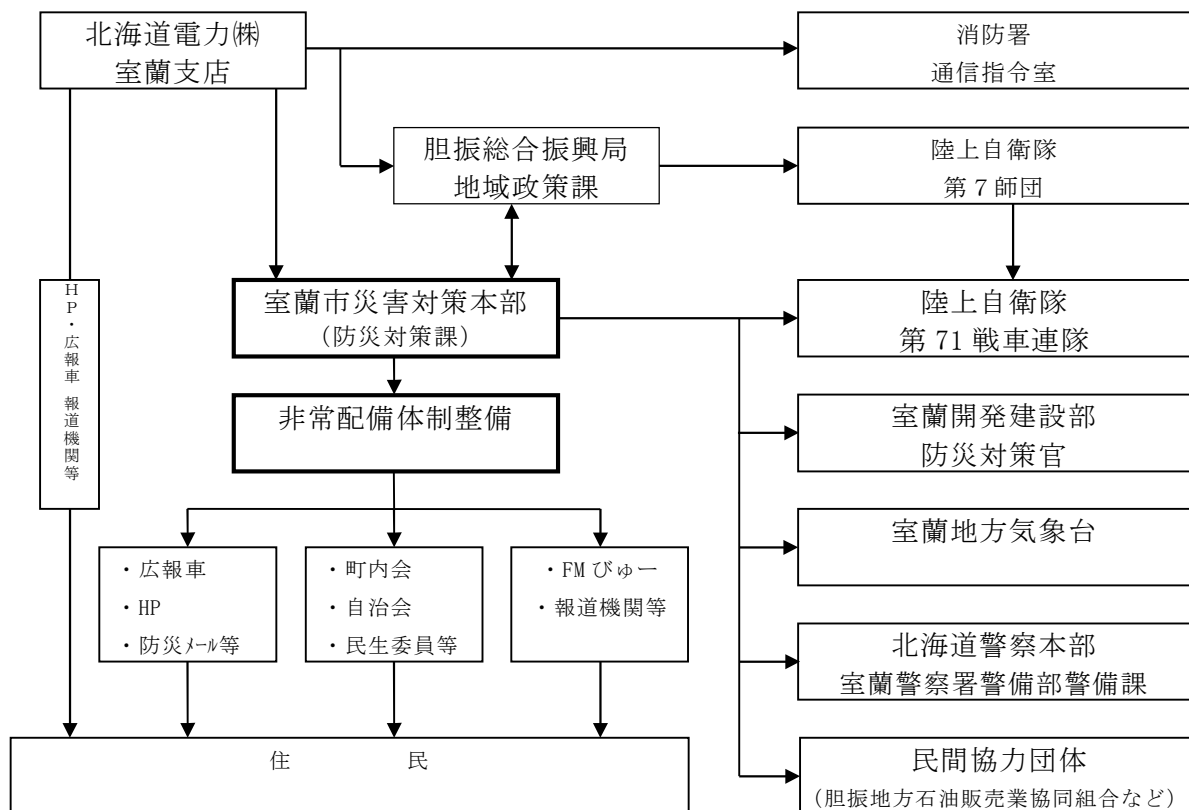
初動時の関係各課への情報提供については、次のとおりです。



2 非常時の体制整備

非常時における連絡系統、連絡先、災害対策本部機能については、次のとおりです。

1 連絡系統図



2 連絡先リスト

停電時に備えた連絡先リストの整備に努めます。

3 災害対策本部機能の確保

停電時に応急活動を実施するため、災害対策本部機能の確保に努めます。

(1) 災害対策本部機能

非常用電源設備の確認

停電時速やかに発電機を作動させ災害対策本部を運営します。

災害対策本部機能の確保として発電機を作動する場所

種別	所管	内容	稼働範囲	タンク容量	稼働時間
災害対策本部	2階大会議室	照明灯	2.0KW	9.0L	6~13時間
災害対応執務室	2階3号会議室	照明灯・PC・FAX	2.5KW	6.0L	5~8時間
災害対策事務局	防災対策課	照明灯・PC・FAX	4.0KW	6.0L	5~8時間

燃料： 必要量を備蓄しておくほか、胆振地方石油販売業協同組合と連携し燃料の補充体制の整備に努める。

暖房： 既存のポータブルストーブを活用するほか、備蓄等の整備に努める。

(2) 通信機能

停電時、下記通信機能の確保に努める

- ・ 胆振総合振興局と市を結ぶ道総合行政ネットワーク
- ・ 胆振総合振興局と市防災担当者携帯電話
- ・ 停電時に利用可能な一般電話回線
(交換機用の非常用電源の有無、交換機を経由しない電話回線の有無)
- ・ ホームページ、ぼうさい西いぶりメールなどの住民広報システム

○ 非常用電源設備の確認

停電時速やかに発電機を作動させ通信機能を確保する

通信機能の確保として発電機を作動する場所

種別	所管	内容	稼働範囲	タンク容量	稼働時間
電話交換室	総務課	一般電話回線機能の確保	5.5KW	17L	5~13時間
広報システム	高度情報推進室	ホームページ・メール等のシステム	5.5KW	17L	5~13時間
災害対策事務局	防災対策課	道総合行政ネットワーク	8.0KW	38L	12時間

3 応急対策

停電情報の伝達のあり方や防災関係機関が取り組む具体的な対策は、次のとおりです。

1 停電情報の伝達

北海道電力(株) (以下「北電」という。) は、連絡系統図に基づき、停電の予定、停電の状況、復旧の見込みなどについて、室蘭市、胆振総合振興局に情報を伝達します。

また、住民等への広報については、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関及びインターネットホームページを通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知します。

- ・ ホームページ プレスリリース <http://www.hepco.co.jp/>
- ・ 停電情報サービス※ http://www.hepco.co.jp/branch/teiden_service.html
- ・ 停電情報サービス (モバイルサイト) ※ <http://www.hepco.co.jp/m/>
- ・ フリーコール※
- ・ 広報車
- ・ 報道機関 (ラジオ、テレビ、新聞)

※は、停電時のみ提供

市は、北電からの協力依頼及び必要に応じ、広報車などにより停電情報の周知の支援を行います。

2 応急対策

市は、事前に停電に関する情報提供を受けた場合、停電に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、関係機関と連携し次のような応急対策に努めます。

(1) 関係機関の応急対策

機関名	応急対策
北海道電力	自治体と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を実施。
胆振総合振興局	停電で通信手段が脆弱となっている市町村に対し必要に応じて連絡員を派遣する等連絡体制を確保する
室蘭開発建設部	停電の影響の大きい市町村に職員（リエゾン）を派遣し情報収集を実施。非常電源などの災害対策用機械や毛布などの支援物資の提供
室蘭地方気象台	気象支援情報の提供
北海道警察本部	信号機停止時、配置交差点を特定した交通整理員による交通整理を行うとともに必要に応じて通行の禁止・規制措置を実施。また、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を実施。

(2) 交通安全・道路通行の確保

① ロードヒーティング停止による路面凍結対策

道路管理者は、道路パトロールの強化、融雪剤の散布による道路管理に努めます。また、必要に応じて通行の禁止・規制措置を行います。

② 除雪対策

道路管理者は、停電時においても通常どおりの除雪作業に努めます。
なお、停電による信号機の減灯等により除雪作業効率が低下する場合があります。

③ 道路情報の共有

各道路管理者は、除雪に関する連絡調整会議等を活用するなど、停電時における道路情報を共有し道路通行の確保を図ります。

(3) 地域住民の安全確保

① 住民避難対策

市は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような住民避難対策を実施します。

- ・ 住民が一時待避、避難できる電源、暖房、毛布、食料などを整えた施設の開設、また、食料や燃料の補充体制の確保
- ・ 広報車、ホームページ、ぼうさい西いぶりメール、コミュニティFM等による住民への避難施設情報等の周知
(広報車を使用する際は、低速での走行や複数回実施するなど情報を確実に伝えること)
- ・ 町内会、自主防災組織、福祉団体などの協力も得ながら、高齢者などの災害時要援護者を含む在宅者に対する声かけ
- ・ 避難者の健康管理に配慮した保健師などによる巡回

市は、必要に応じ、道に対し、備蓄資機材の貸与、民間資機材の調達、広域応援の調整、自衛隊の災害派遣要請などの応援要請を行うとともに、災害が発生し、又は発生する

おそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合は速やかに報告し、災害救助法の適用の検討を依頼します。

② 消防・救急対策

消防機関は、次の様な消防・救急活動を行います。

- ・ 消防車等を活用した警戒パトロール
- ・ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ・ 停電地区での火災予防の注意喚起
- ・ エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- ・ 室蘭市地域医療対策会議に基づくメーリングリストの活用や医療機関との連携による円滑な救急搬送
- ・ 消火栓の使用不能に関する水道部との連絡体制の確保

市は、必要に応じ、道消防防災ヘリコプターや自衛隊等の応援要請を行います。

(4) 緊急的な電力供給

北電は、自治体と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行います

(5) その他ライフラインの確保

① 給水対策

水道部は、水道水を供給する水道部のポンプの停止による断水地域への給水活動を行います。

また、必要に応じて、管工事業協同組合や日本水道協会北海道支部に対し支援を要請します。

なお、市営住宅については、市営住宅課が集会所を開放し、入居者への給水を行います。

② 燃料対策

市は道と連携して、燃料供給が可能なガソリンスタンド等を確認し、住民等からの要請に対し情報提供を行います。

併せて、市は、民間との防災協定の活用による応急措置業務に従事する自動車や庁舎・施設における非常電源及び避難場所の運営管理のための燃料供給確保対策を実施します。

協定先	電話
胆振地方石油販売業協同組合	46-2352

(6) 自衛隊の災害派遣要請

市は、事前に道及び自衛隊に情報を提供し、公共性、緊急性、非代替性の考え方に基づき、速やかに道に要請を依頼します。

公共性： 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
緊急性： 差し迫った必要があること
非代替性： 他に適切な手段がないこと

【自衛隊の災害派遣活動】

- ・ 24. 11. 27 の停電時における避難所への支援活動(ストーブ、電源コード、発電機、毛布の貸与)
 - ・ その他想定される支援活動の例
- （
道路の緊急除雪支援
人命にかかわる事態の救助活動
雪上車、ヘリコプターによる避難の援助
人員などの緊急輸送活動
など
）

おわりに

毎日の暮らしの中で当たり前のように電気が使われている今日においては、万が一、停電が発生し、しかもそれが冬期間において長時間継続した場合は、市民の生命や身体に影響を及ぼす可能性があります。

市は道・関係機関と相互に連携を図りながら、こうした被害の防止に取り組むとともに、市民の皆様が自らできる取り組みとしての「備蓄」や事業者における非常用電源の確保と事前点検など「停電への備え」の大切さを様々な機会を通じてお知らせしていきます。

備蓄例：食料、飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、電池、冬季の場合は簡易暖房機器

避難勧告等の判断・伝達マニュアル 【土砂災害編】

令和元年6月

室 蘭 市

目 次

1. 避難勧告等の対象とする土砂災害	1
2. 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域	2
3. 避難勧告等の発表単位	2
4. 避難勧告等を判断する情報	3
5. 避難勧告等の対象となる人に求める行動	4
6. 避難勧告等の発令の判断基準	5
7. 助言を求めることのできる機関	6
8. 避難勧告等の伝達方法	6
9. 避難勧告等の伝達文	7

1. 避難勧告等の対象とする土砂災害

避難勧告等の対象とする土砂災害は、表1のとおりとする。

表1) 避難勧告等の対象及び対象外とする土砂災害

対 象	急傾斜地の崩壊（崖崩れ）	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地滑り	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や都道府県等が監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難勧告等を発令
	火山噴火に伴う降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	河道閉塞に伴う土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

2. 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

対象区域は、「室蘭市ハザードマップ」の土石流・がけ崩れ危険区域の区域内とする。

(1) 土砂災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

② 土石流危険区域

溪流の勾配が3 度以上（火山砂防地域では2 度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

(2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

① 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

② 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

(3) その他の場所

上記(1)及び(2)の隣接区域やその他避難の必要がある場所

3. 避難勧告等の発表単位

発表単位は、北海道土砂災害警戒情報システムで使用するメッシュ区分（5 km× 5 km）内の「2. 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域」を基本とし、避難行動における共助体制が構築されるよう町内会や自主防災組織等の社会的状況等を考慮し定めるものとする。

ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難勧告等の発令区域を適切に判断するものとする。

4. 避難勧告等を判断する情報

○北海道土砂災害警戒システム (<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。
- ② 危険度情報 土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示（3時間先までの予測を表示可能）。
土砂災害危険箇所図、危険度判定図（スネーク曲線）、降雨状況経過図を一画面にまとめて表示。

【危険度の表示】更新間隔 30分
 赤－実況で土砂災害警戒情報基準超過
 橙－実況で大雨警報基準超過
 黄－実況で大雨注意報基準超過

- ③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示。
- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁） (<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間先までの土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示したもの。

【危険度の表示】更新間隔 10分
 濃紫－実況で土砂災害警戒情報基準超過
 薄紫－予想で土砂災害警戒情報基準超過
 橙－実況又は予想で大雨警報基準超過
 黄－実況又は予想で大雨注意報基準超過

表2) 大雨警報・注意報等

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報 警戒レベル2	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	北海道防災情報システム (http://www.bousai-hokkaido.jp/) 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/jma/) 防災情報提供システム (https://bosai.jmainfo.go.jp/) (※ID/PW必要)
大雨警報 (土砂災害) 警戒レベル3 相当情報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、以下の標記で発表される。 「大雨警報（土砂災害）」 「大雨警報（浸水害）」 「大雨警報（土砂災害、浸水害）」	
土砂災害警戒情報 警戒レベル4 相当情報	気象庁と道の共同発表	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒システム 北海道防災情報システム 気象庁HP 防災情報提供システム
大雨特別警報 (土砂災害) 警戒レベル5 相当情報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、以下の標記で発表される。 「大雨特別警報（土砂災害）」 「大雨特別警報（浸水害）」 「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」	北海道防災情報システム 気象庁HP 防災情報提供システム

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	

5. 避難勧告等の対象となる人に求める行動

避難勧告等の対象となる人に求める行動は、各区分に応じ表3のとおりとする。

表3) 避難勧告等の対象となる人に求める行動

区分	避難勧告の対象となる人に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難 開始 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち退き避難する。
避難指示(緊急) 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに立ち退き避難する。 <p>ただし、立ち退き避難によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での安全確保をする。</p>

6. 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は表4のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

表4) 避難勧告等の発令判断基準

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	・大雨警報（土砂災害）が発表された場合	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報の発表基準を超過した区域（赤及び橙）
	・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	対象区域全域
	・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	台風が接近・通過することが予想される区域
避難勧告 (警戒レベル4)	・土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
	・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	対象区域全域
	・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	記録的短時間大雨情報が発表された地域及びその周辺の地域のうち、大雨警報の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
避難指示 (警戒レベル4)	・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	記録的短時間大雨情報が発表された地域及びその周辺の地域のうち、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）
	・土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）

- ・重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で情報交換する。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、総合的に判断を行う。

7. 助言を求めることのできる機関

【気 象】	室蘭地方気象台（気象ホットライン）	【電話番号 22-0002】
【土砂災害】	室蘭開発建設部（防災対策官）	【電話番号 25-7052】
	胆振総合振興局室蘭建設管理部治水課	【電話番号 24-9883】
【避難対策】	胆振総合振興局地域政策部地域政策課	【電話番号 24-9570】

8. 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は表5のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

表5) 避難勧告等の伝達先・伝達方法

担当部署	伝達手段		伝達先
防災対策課	北海道防災情報システムへの入力 （公共情報コモンズ経由でマスメ ディアへ情報提供）	T V 放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
	防災行政無線（同報系）		住民
	市ホームページ		P C ユーザー等
	登録制メール（ぼうさい西いぶり）		事前登録者
	電話		胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 北海道警察札幌方面室蘭警察署
広報課	広報車	住民等（巡回ルート）	
市消防本部	消防車	住民等（巡回ルート）	
	電話又は電子メール	消防団	
高齢福祉課 障害福祉課	電話又はF A X	要配慮者が利用する施設	
地域生活課	電話又はF A X	町内会、自主防災組織、避難支 援関係者	

9. 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。警戒レベル3。
- こちらは、室蘭市です。
- 〇時〇分に室蘭市に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇地域〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- △△地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報に注意し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。
- 高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、あらかじめ定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

(2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。警戒レベル4。
- こちらは、室蘭市です。
- 〇時〇分に室蘭市に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難場所へ避難してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
- 〇〇道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。警戒レベル4。
- こちらは、室蘭市です。
- △△地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に土砂災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の崖から反対側の高いところに避難してください。

〈留意事項〉

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。

【参考1】ぼうさい西いぶり伝達文の例

(1) 夜間に大雨が見込まれる場合の事前 避難準備・高齢者等避難開始

●●ぼうさい西いぶり情報メール●●

◆避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）

○室蘭市では○時○分頃大雨警報（土砂災害）の発表が見込まれ、雨による土砂災害への注意が必要です。夜間の避難は危険が伴いますので今後の気象情報に注意し、心配な場合、危険だと思う場合は迷わず早めに避難してください。

○室蘭市では下記避難所を開設いたします。

○避難所：みなと小学校、文化センター、子供発達支援センター（あいくる）、市民会館、海陽小学校、旭ヶ丘小学校、水元小学校、サンライフ室蘭、白蘭小学校、

○理由：土砂災害のおそれがあるため

(2) 避難準備・高齢者等避難開始

●●ぼうさい西いぶり情報メール●●

◆避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）

☆月☆日☆時☆分大雨警報（土砂災害）発表

○今後の気象情報に注意し、心配な場合、危険だと思う場合は迷わず避難してください。

下記避難所を開設いたします。

○避難所：みなと小学校、文化センター、子供発達支援センター（あいくる）、市民会館、海陽小学校、旭ヶ丘小学校、水元小学校、サンライフ室蘭、白蘭小学校

○理由：土砂災害のおそれがあるため

(3) 避難勧告

●●ぼうさい西いぶり情報メール●●

◆避難勧告（警戒レベル4）

☆月☆日☆時☆分土砂災害警戒情報発令

○土砂災害の危険があります。直ちに避難場所へ避難してください。

下記避難所を開設しております。

○避難所：みなと小学校、文化センター、子供発達支援センター（あいくる）、市民会館、海陽小学校、旭ヶ丘小学校、水元小学校、サンライフ室蘭、白蘭小学校

○理由：土砂災害の危険性が高まっているため。

(4) 避難指示（緊急）

●●ぼうさい西いぶり情報メール●●

◆避難指示（緊急）【室蘭市（警戒レベル4）】

土砂災害の危険性が極めて高まっています。直ちに避難所に避難してください

避難所への避難が困難な場合は最寄の頑丈な建物や屋内の2階以上（斜面と反対側の部屋）等高いところへ避難してください

下記避難所を開設しております。

○避難所：みなと小学校、文化センター、子供発達支援センター（あいくる）、市民会館、海陽小学校、旭ヶ丘小学校、水元小学校、サンライフ室蘭、白蘭小学校

○理由：土砂災害の危険性が極めて高まっているため

【参考2】要配慮者が利用する施設（土砂災害警戒区域内 H26.10.1現在）

	施設名	連絡先
1	祝津保育所	24-7878
2	精神障害者社会復帰施設 室蘭さわやか会	22-5133
3	日鋼記念病院保育所 「ぷぶにえ」	24-1331
4	老人保健施設母恋	24-1331
5	児童擁護施設わかすぎ学園	23-7984
6	双葉保育所	44-3612
7	認知症老人グループホーム やちよ	41-7200
8	住宅介護施設デイホーム やちよ	41-7200
9	室蘭はだしっこ共同子供園	47-3715
10	室蘭市総合福祉センター	45-1333
11	特別養護老人ホーム 白鳥ハイツ	59-3033
12	通所介護施設デイサービス しらかば	43-9220

避難所開設マニュアル

室 蘭 市

(総務部防災対策課)

令和元年7月作成

目 次

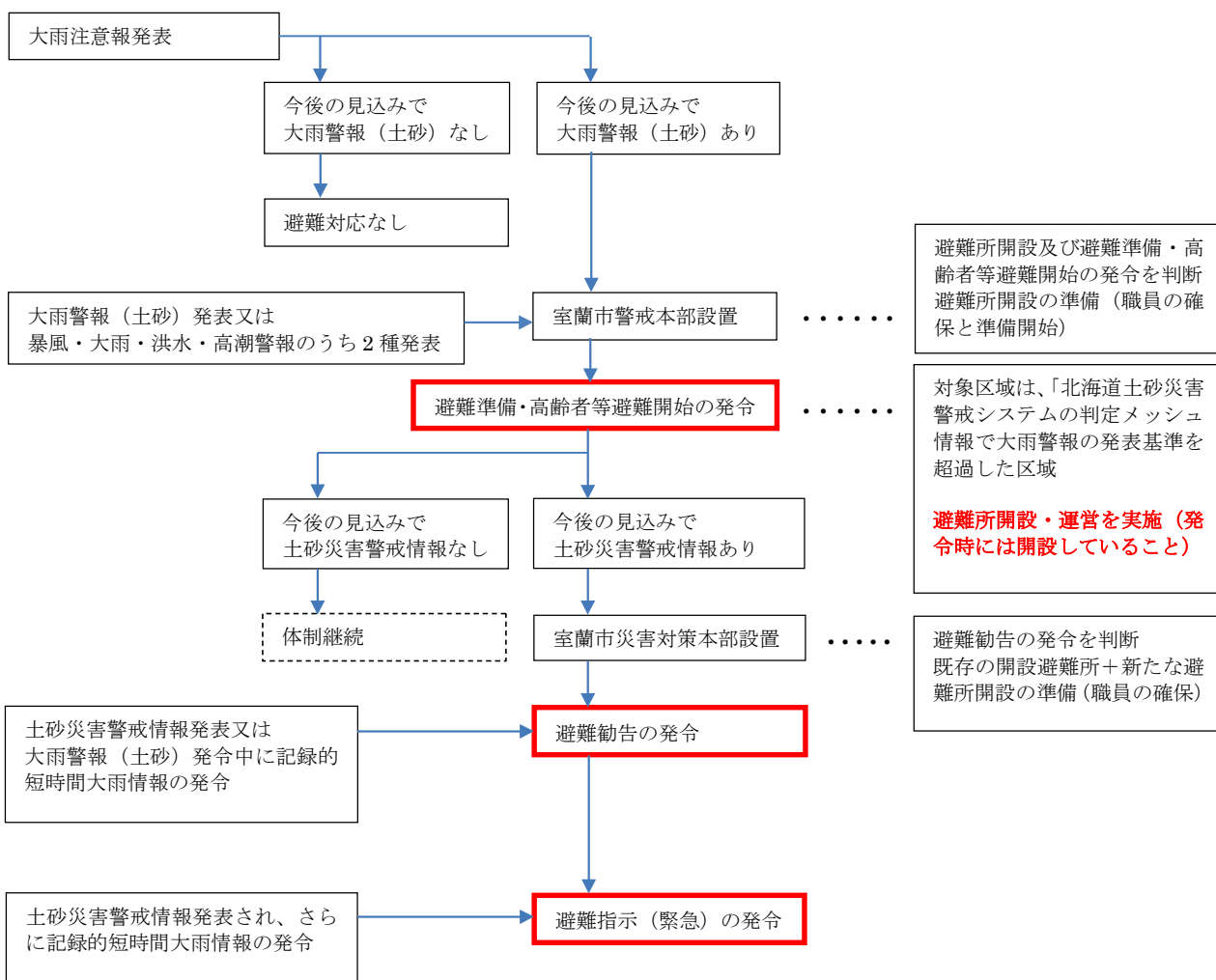
第1章 「避難指示（緊急）」・「避難勧告」・ 「避難準備・高齢者等避難開始」発令手順	
1.土砂災害	
（1）勤務時間内に「大雨注意報」・「大雨警報」・「土砂災害警戒情報」の 発令が見込まれる場合	・・・P1
（2）勤務時間内に「大雨注意報」が発令され、勤務時間外に「大雨警報」 ・「土砂災害警戒情報」の発令が見込まれる場合	・・・P2
（3）勤務時間外に「大雨注意報」が発令された場合	・・・P3
2.土砂災害以外の災害	
（1）勤務時間内に住民避難が必要な警報4種（暴風警報、大雨警報（浸水害）、 洪水警報、高潮警報）のうち2種発令が見込まれる場合	・・・P4
（2）勤務時間外または夜間に住民避難が必要な警報4種（暴風警報、大雨警報（浸水害）、 洪水警報、高潮警報）のうち2種発令が見込まれる場合	・・・P5
第2章 情報収集・伝達	
1.土砂災害及び土砂災害以外の災害	
（1）気象情報の入手	・・・P6
（2）避難所開設に係る情報の入手	・・・P6
第3章 避難所開設	
1.土砂災害	
（1）避難所	・・・P7
（2）開設の流れ	・・・P8
（3）各部の担当避難所	・・・P8
（4）情報伝達フロー	・・・P9
2.土砂災害以外の災害	
（1）避難所	・・・P10
（2）開設の流れ	・・・P10
（3）各部の担当避難所	・・・P11
（4）情報伝達フロー	・・・P12

第1章 「避難指示（緊急）」・「避難勧告」・

「避難準備・高齢者等避難開始」発令手順

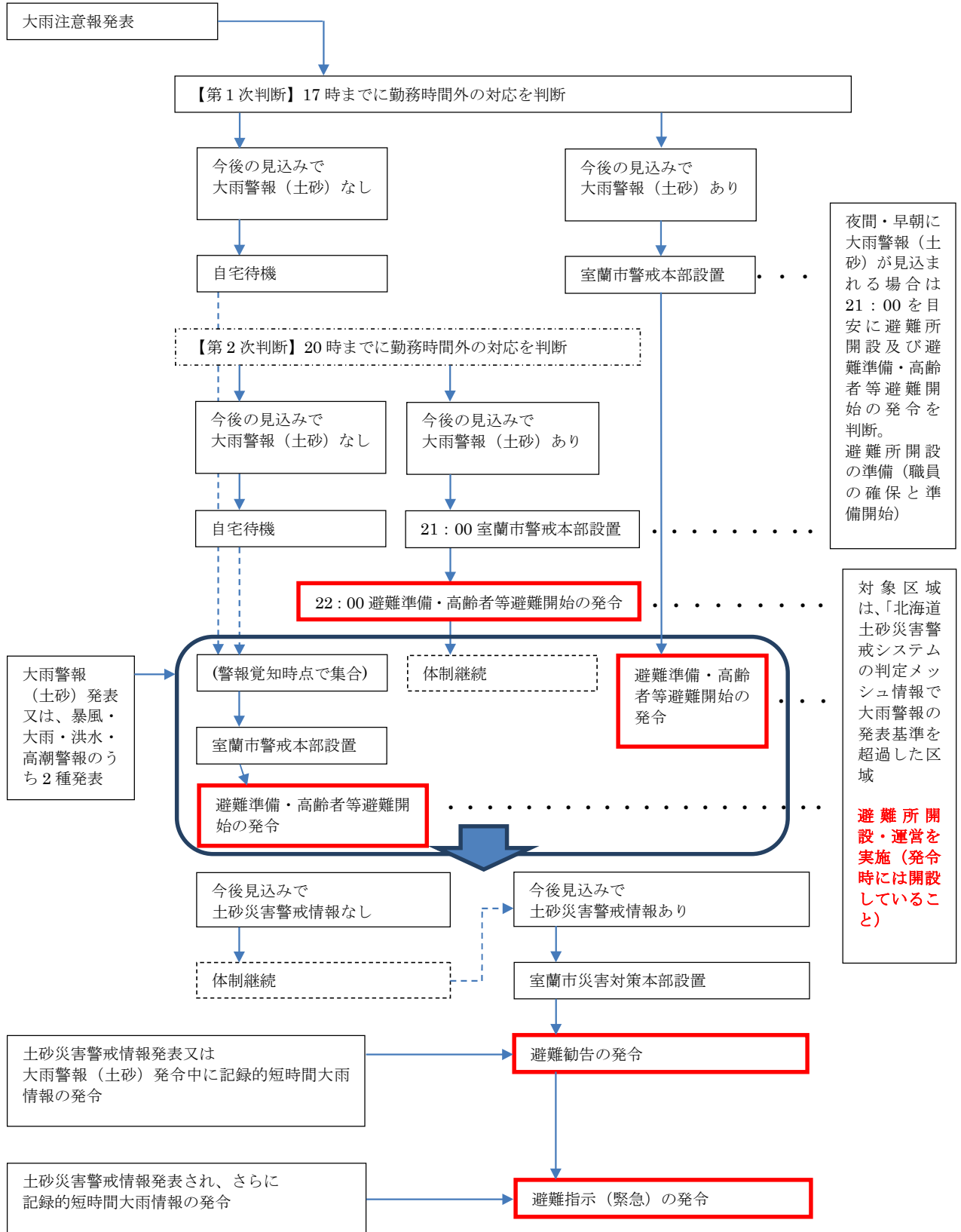
1. 土砂災害

(1) 勤務時間内に「大雨注意報」・「大雨警報」・「土砂災害警戒情報」の発令が見込まれる場合



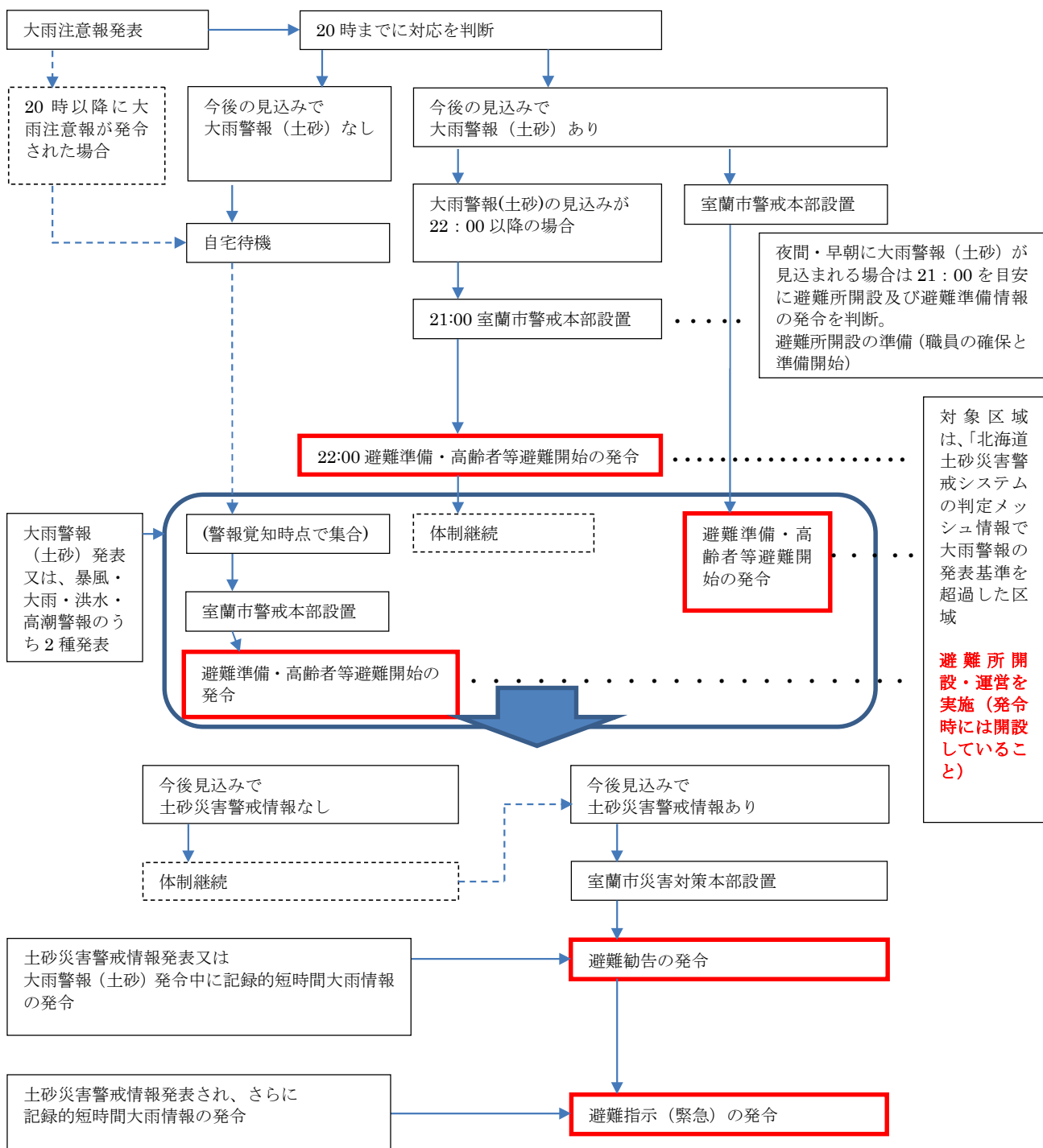
* 「避難指示（緊急）」と「避難勧告」の違いは“急いで避難”するといった時間の概念なので避難所運営については避難勧告の対応と同じ
 * 2019年の出水期より防災情報を5段階に区分した「警戒レベル」の運用を開始、避難情報と合わせて発令する。
 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令時は「警戒レベル3」
 「避難勧告又は避難指示（緊急）」の発令時は「警戒レベル4」
 「災害発生」時は「警戒レベル5」

(2) 勤務時間内に「大雨注意報」が発令され、勤務時間外に「大雨警報」・「土砂災害警戒情報」の発令が見込まれる場合



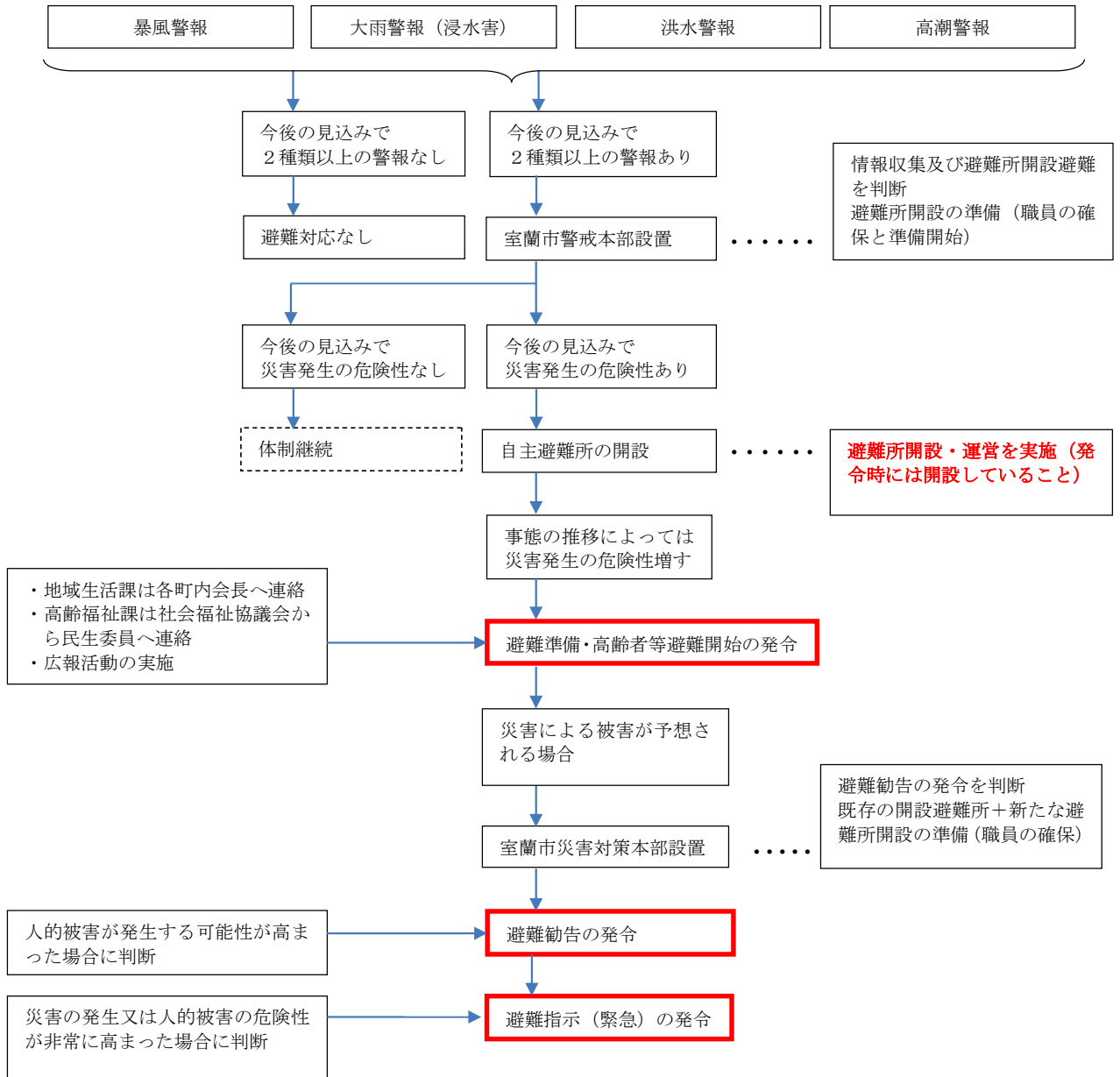
(3) 勤務時間外に「大雨注意報」が発令された場合

*登録制メール活用など普段より各自気象情報を入手し、外出している場合は連絡が取れるよう準備しておく



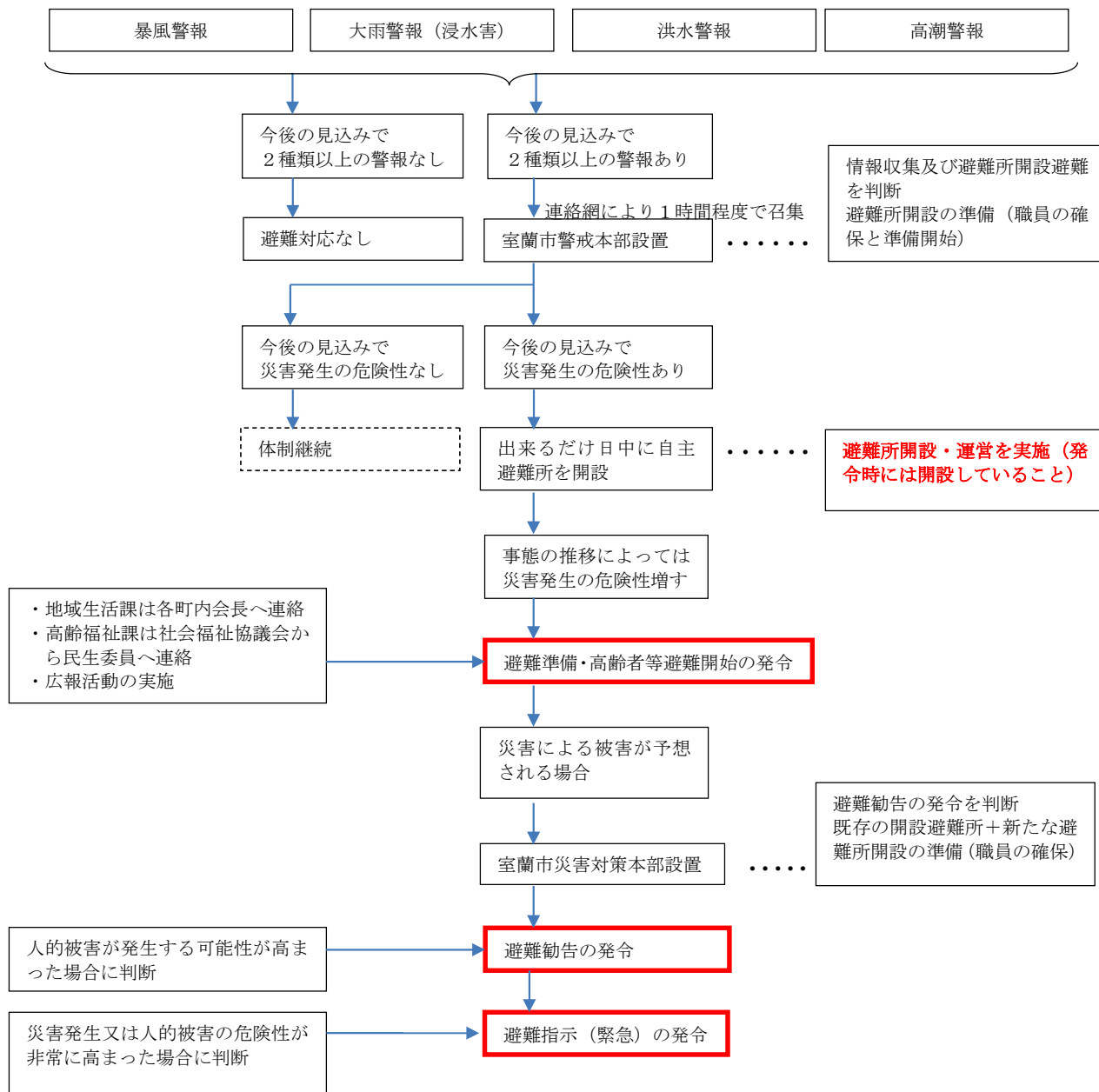
2.土砂災害以外の災害

(1) 勤務時間内に住民避難が必要な警報4種（暴風警報、大雨警報（浸水害）、洪水警報、高潮警報）のうち2種発令が見込まれる場合



＊「避難指示（緊急）」と「避難勧告」の違いは“急いで避難”するといった時間の概念なので避難所運営については避難勧告の対応と同じ
 ＊2019年の出水期より防災情報を5段階に区分した「警戒レベル」の運用を開始、避難情報と合せて発令する。
 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令時は「警戒レベル3」
 「避難勧告又は避難指示（緊急）」の発令時は「警戒レベル4」
 「災害発生」時は「警戒レベル5」

(2) 勤務時間外または夜間に住民避難が必要な警報4種（暴風警報、大雨警報（浸水害）、洪水警報、高潮警報）のうち2種発令が見込まれる場合



* 「避難指示（緊急）」と「避難勧告」の違いは“急いで避難”するといった時間の概念なので避難所運営については避難勧告の対応と同じ
 * 2019年の出水期より防災情報を5段階に区分した「警戒レベル」の運用を開始、避難情報と合せて発令する。
 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令時は「警戒レベル3」
 「避難勧告又は避難指示（緊急）」の発令時は「警戒レベル4」
 「災害発生」時は「警戒レベル5」

第2章 情報収集・伝達

1. 土砂災害及び土砂災害以外の災害

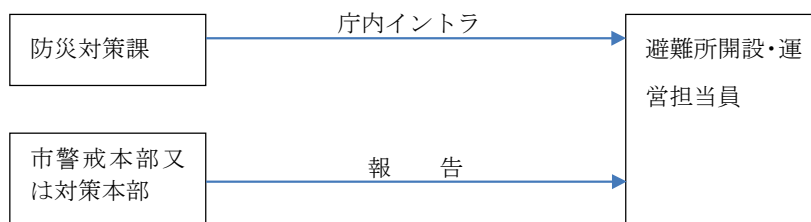
(1) 気象情報の入手

北海道防災情報システムへの登録やスマートフォンのアプリの活用など各自気象情報の入手に努める

(2) 避難所開設に係る情報の入手

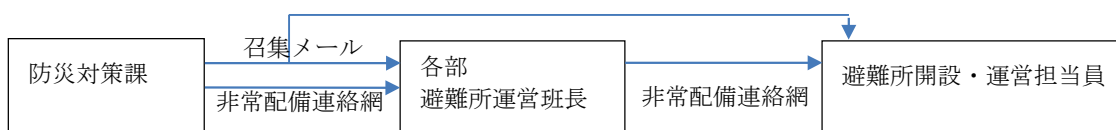
① 勤務時間内

庁内イントラ及び市警戒本部又は対策本部から伝達



② 勤務時間外

勤務時間外については防災対策課にて対応を判断した後、非常配備連絡網と召集メールを活用し伝達する。



第3章 避難所開設

1. 土砂災害

(1) 避難所

開設する避難所は市内9施設とする。

	避難所名	収容人数	連合町会名	主な地区
①	みなと小学校（体育館）		港南	絵鞆・祝津・港南・増市・小橋内
②	文化センター		みなと六町、 中央町六町、蘭西七町	中央地区
③	子ども発達支援センター（あいくる）		蘭中	母恋・御崎・御前水・ 新富
④	市民会館		輪西	輪西・大沢・みゆき
⑤	海陽小学校（体育館）		東	東・日の出
⑥	水元小学校（体育館）		東明	高砂・水元・天神
⑦	旭ヶ丘小学校（体育館）		中島、知利別町、 宮の森、東明	中島本町・知利別・ 宮の森・天神・水元
⑧	サンライフ（2階和室）		港北、本輪西	港北・本輪西
⑨	白蘭小学校（体育館）		白鳥台	白鳥台

- 避難所の選定については連合町会ごとに施設を検討。危険区域の箇所数を考慮し選定
- 八丁平連合町会は対象となる危険区域がないため避難所開設の対象地域より除外。
- 学校施設を優先し他の避難所については災害規模に応じて開設する。
- 学校施設については体育館とし、スクール児童館利用との混乱を避ける。

(2) 避難所開設の流れ

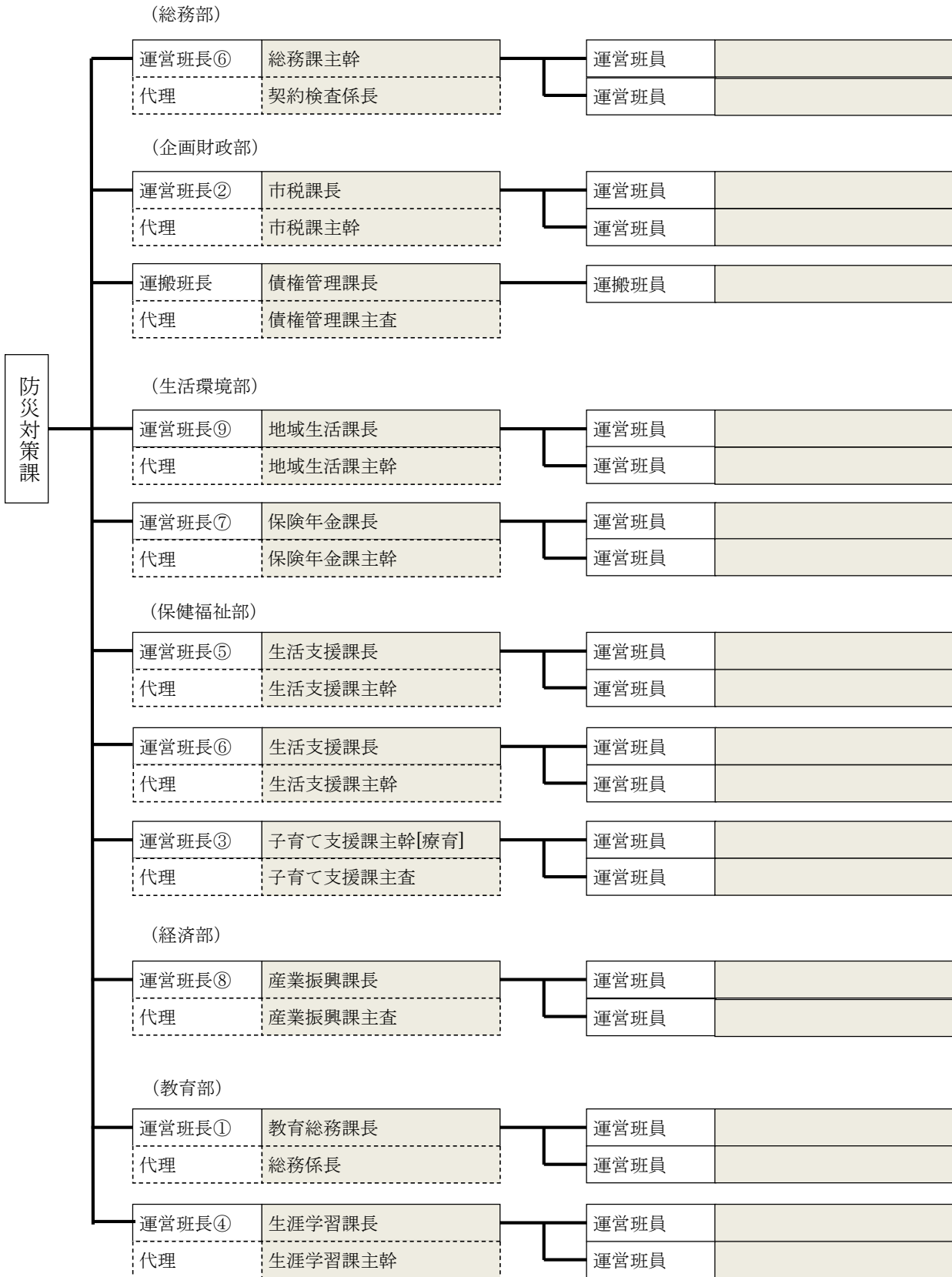
目安時刻	項目	適用
2 時間前	避難所開設の準備	防災対策課にて判断
	人員確保	3 名確保 (班長+班員 2 名 (1 名女性がベスト)) 交代要員も検討 (3 名×3 ロテ) 原則、1 時間前には集合、集合場所は本庁 *企画財政部については物資運搬者 2 名も確保
1 時間前	避難所開設の決定	室蘭市警戒本部の設置
	鍵・書類の受け取り	防災対策課にて受け取り
	施設へ移動・解錠	セキュリティなどに注意 *企画財政部物資運搬者 2 名は職場待機
	避難所設営	旗の設置や夜間は投光器を設置するなど避難所開設及び 入り口を明確にする。
10 分前	避難所開設	
大雨警報 (土砂) 暴風・大雨・洪水・高潮警報のうち 2 種発表 【避難準備・高齢者等避難開始】発表		発令時には受入できるよう準備

(3) 各部の担当避難所

	避難所名	避難所運営班
①	みなと小学校 (体育館)	教育委員会 (総務課)
②	文化センター (和室)	企画財政部 (市税課)
③	子ども発達支援センター (あいくる)	保健福祉部 (子育て支援課)
④	市民会館 (和室)	教育委員会 (生涯学習課)
⑤	海陽小学校 (体育館)	保健福祉部 (生活支援課)
⑥	水元小学校 (体育館)	保健福祉部 (生活支援課)
⑦	旭ヶ丘小学校 (体育館)	生活環境部 (保険年金課)
⑧	サンライフ室蘭 (和室)	経済部 (産業振興課)
⑨	白蘭小学校 (体育館)	生活環境部 (地域生活課)

(4) 情報伝達フロー

*各運営班長に連絡が取れない場合は、あらかじめ定めた代理の者（運営班長代理となる）に連絡するものとする。



2. 土砂災害以外の災害

(1) 避難所

開設する避難所は、想定される災害・規模により決定する。

想定災害	避難所名	収容人数	連合町会名	主な地区
地震・停電	みなと小学校（体育館）		港南	絵鞆・祝津・港南・増市・小橋内
洪水・高潮 地震・停電	文化センター		みなと六町、中央町六町、 蘭西七町	中央地区
地震・停電	子ども発達支援センター（あいくる）		蘭中	母恋・御崎・御前水・新富
地震・停電	市民会館		輪西	輪西・大沢・みゆき
洪水・高潮 地震・停電	海陽小学校（体育館）		東	東・日の出
地震・停電	水元小学校（体育館）		東明	高砂・水元・天神
洪水 地震・停電	旭ヶ丘小学校（体育館）		中島、知利別町、 宮の森、東明	中島本町・知利別・ 宮の森・天神・水元
地震・停電	サンライフ（2階和室）		港北、本輪西	港北・本輪西
地震・停電	白蘭小学校（体育館）		白鳥台	白鳥台
地震・停電	八丁平小学校（体育館）		八丁平	八丁平

(2) 避難所開設の流れ

目安時刻	項目	適用
2 時間前	避難所開設の準備	防災対策課にて判断
	人員確保	3名確保（班長+班員2名（1名女性がベスト）） 交代要員も検討（3名×3ローテ） 原則、1時間前には集合、集合場所は本庁 *企画財政部については物資運搬者2名も確保
1 時間前	避難所開設の決定	室蘭市警戒本部の設置
	鍵・書類の受け取り	防災対策課にて受け取り
	施設へ移動・解錠	セキュリティなどに注意 *企画財政部物資運搬者2名は職場待機
	避難所設営	旗の設置や夜間は投光器を設置するなど避難所開設及び入り口を明確にする。
10 分前	避難所開設	
	大雨警報（土砂）暴風・大雨・洪水・高潮警報のうち2種発表 【避難準備・高齢者等避難開始】発表	発令時には受入できるよう準備

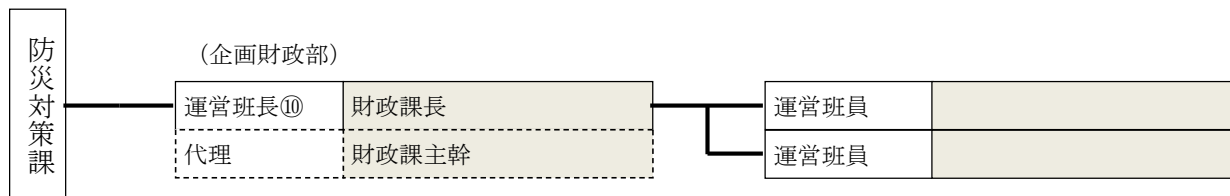
(3) 各部の担当避難所

	避難所名	避難所運営班
①	みなと小学校 (体育館)	教育委員会 (総務課)
②	文化センター (和室)	企画財政部 (市税課)
③	子ども発達支援センター (あいくる)	保健福祉部 (子育て支援課)
④	市民会館 (和室)	教育委員会 (生涯学習課)
⑤	海陽小学校 (体育館)	保健福祉部 (生活支援課)
⑥	水元小学校 (体育館)	保健福祉部 (生活支援課)
⑦	旭ヶ丘小学校 (体育館)	生活環境部 (保険年金課)
⑧	サンライフ室蘭 (和室)	経済部 (産業振興課)
⑨	白蘭小学校 (体育館)	生活環境部 (地域生活課)
⑩	八丁平小学校 (体育館)	企画財政部 (財政課・市税課)

(4) 情報伝達フロー

- 土砂災害 (4) 情報伝達フローに順ずる。
追加避難所のみ、フローを記載する。

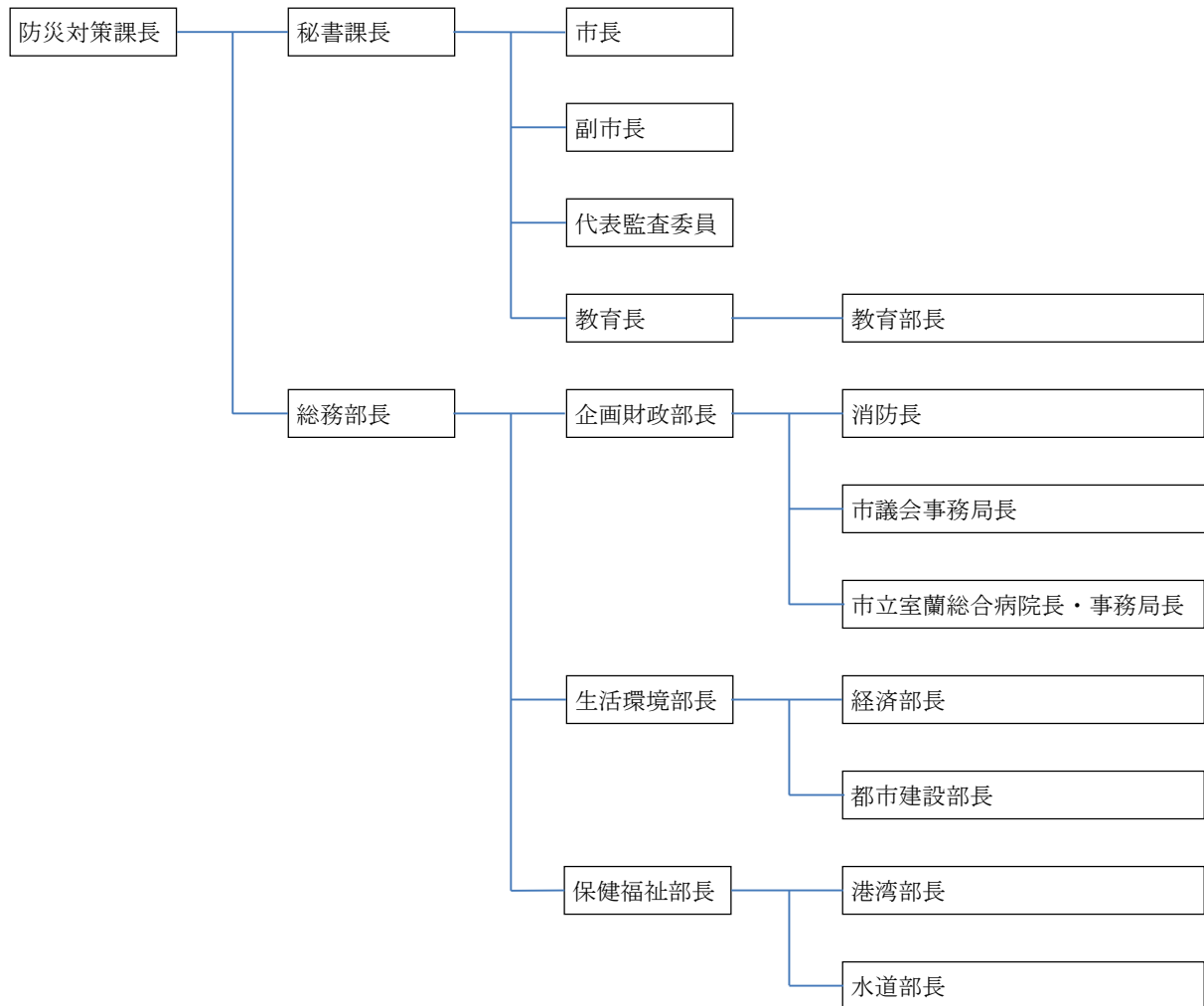
*各運営班長に連絡が取れない場合は、あらかじめ定めた代理の者 (運営班長代理となる) に連絡するものとする。



【参考】

● 災害対策本部（警戒本部）設置情報伝達フロー

* 次の者に連絡が取れない場合は、連絡がとれないものをとばして連絡するものとする。



室蘭市備蓄整備方針

令和元年12月

室蘭市

室蘭市備蓄整備方針

目 次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方について	2
3	備蓄供給対象者	4
4	備蓄品目及び目標数量	6
	（1）食料等	
	（2）生活必需品	
	（3）避難所資機材	
	（4）災害対策用資機材	
5	備蓄整備計画	9
	（1）食料	
	（2）生活必需品	
	（3）避難所資機材	
	（4）災害対策本部用資機材	
6	備蓄庫整備計画	10
	（1）備蓄方法	
	（2）備蓄の輸送	
	（3）備蓄庫整備計画	
7	家庭内備蓄について	11
8	事業所内備蓄について	12
9	流通備蓄について	13
	【資料編】備蓄の現状	15

国の防災基本計画において地方公共団体は、「大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする」と定められており、室蘭市でもこれまで地域防災計画における地震被害想定に基づいた避難者2日分の食糧を確保することを目標とし、アルファ米や乾パン等の食料を中心とした備蓄を進めてきました。また、平成24年11月に発生した暴風雪に伴う大規模停電によって電源・暖房及び燃料などの調達や配送に支障が生じたことから、冬期間の災害発生に備え、備蓄品目及び保管場所の見直しを行い、平成27年1月に「室蘭市備蓄整備方針」の策定をしました。

本方針においては、災害対策基本法に規定されているように、市民による日頃からの家庭内備蓄、自主防災組織をはじめとした地域での備蓄推進といった自助・共助の考え方を基本としつつ、公助である市としても一定の備蓄を行うほか、企業等との協定による流通備蓄や他自治体からの救援物資等による補完も考慮し、市民や企業、行政が一体となって災害時に備えた取り組みを進めていくことを目指します。

なお、本方針で目標とする避難者数については、現時点での室蘭市地域防災計画における地震被害による想定に基づくものとし、状況の変化や新たな被害想定調査結果、課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を加え修正するものとし、今回は、北海道胆振東部地震、市公共施設再編を受けて見直しをします。

